

江南警察署内
交通安全



交通安全に関する
情報発信

平成30年6月20日 NO.66
江南市
岩倉市
大口町
江南警察署
江南自動車学校

あおり運転行為は、禁止!

「あおり運転」は、犯罪です。絶対しないでください!!

あおり運転行為とは・・・(道路交通法上の定義はありません。)

- ・執拗にクラクションを鳴らす行為
- ・前方の自動車に接近し、もっと速く走るように挑発する行為
- ・危険防止を理由としない、不必要な急ブレーキをかける行為
- ・夜間、他の車両の交通を妨げる目的で、ハイビームを継続する行為
- ・他の車両が急ブレーキや急ハンドルで避けなければいけないような、進路変更をする行為
- ・車体を極端に接近させて幅寄せを行うなど、**重大な交通事故等に直結する悪質な危険な行為です!**



あおり運転行為を受けた時の対処法について

<p>走行中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・挑発行為にのらない。 ・道路の右側の車線を走行中であれば、なるべく左側の車線に移動する。 ・追突等のおそれのない道路では、道路の左端に止まり、あおり運転をやり過ごす。(なるべく、人目のあるところに停車する。) 	<p>冷静な対応を!</p>	<p>停車中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドアロックをして窓を閉めて、相手の運転者と対峙しない。 ・速やかに110番通報をする。(相手の車のナンバーを記録する。) ・ドライブレコーダーやスマートフォンのカメラ等を有効に活用する。
---	-----------------------	--

～他人事ではありません。命を守る決断を!～

高齢ドライバーのみなさまへ

- 最近、見落としが増えた・・・。
 - よくヒヤリとする・・・。
 - クルマをぶつけることが多くなった・・・。
- など、運転に自信がなくなったら、免許を自主返納することも考えましょう。

「運転免許経歴証明書」をご存知ですか。

- 運転免許を自主返納して5年以内の方は、運転免許経歴証明書を申請することができます。
- ※認知症と診断され、運転免許の取消処分を受けると、運転免許経歴証明書を申請できなくなります。



目指そう・事故ゼロ

～安全で快適な交通社会をめざしましょう～

江南市
岩倉市
大口町

平成30年交通安全年間スローガン「行けるはず
まだ渡れるは
もう危険」皆さんの心がけで交通事故ゼロは実現できます。